

容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	2	昨年度オークション時の様式では、自動計算される「各月の供給力の最大値」、「期待容量」、「応札容量」の算定式が様式上確認できなかった。今年度追加された「アセスメント対象容量」含め算定式を明確にしていきたい。	調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の整理に基づき算定しております。 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_43_02.pdf
2	5	追加オークションのうち調達オークションについて「必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。」とあるが、オークション見直しにより、追加オークションでの調達量が事前に確保されるため、調達オークションは確実に開催されるのではないかと。調達オークションが開催されないことはあるのか。	「必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。」との整理について、特に変更はございません。
3	9	募集スケジュールに示された日程を遵守するが、例えば、やむを得ない事情により再提出が必要となるなど、期限を超える可能性がある場合には、柔軟な対応をお願いしたい。	募集スケジュールで示された日程をご遵守頂きますようお願いいたします。 やむを得ない事情により再提出が必要な場合等は個別で対応可否を検討いたしますので、お困りの場合は具体的な状況と合わせてお早めに本機関までご相談ください。
4	9	実効性テストの実施時期が2年度前と設定されている。これでは、発動指令電源として参加するリソースは事実上2年度以上前に設置運用が完了していることが条件となる。これでは、発電（安定電源、変動電源（アグリゲート含む））設備での参加電源に比べ、大きなデメリットであるとともに、参加可能リソースにも制約となる。実効性テストはこれらの状況を鑑み、前年度程度の実施時期に変更することをご検討いただきたい。	発動指令電源は、実効性テストを行うことにより容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを確認することとしており、その結果も踏まえて追加オークションの実施要否も判断されるため、実効性テストは実需給年度の2年度前に実施する必要があります。 また、実効性テストのために電源等リスト内のリソースを特定していますが、実効性テストにて期待容量が確定した後は、電源等リストのリソースの変更・追加も可能となるため、他電源等区分と比べると差替えの制約も少ないものと考えております。
5	9	募集要綱P.26にある通り、市場支配力を有する事業者は、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会から事前監視を受ける。事前監視における単価の算定のためには期待容量（応札容量）が必要になるが、今のスケジュール案では、事前審査開始が期待容量の審査よりも前になっている。期待容量審査の過程で期待容量が変更になった場合は、事前監視における単価の変更は認められる認識でよいのか。	電力・ガス取引監視等委員会による監視に関することであり、お答えはできかねます。

No.	頁	ご意見	回答
6	10	<p>「(5)参加登録した事業者が登録可能な電源等」の「電源等要件」において、「安定電源」「変動電源」「発動指令電源」に関して「(該当する電源を組み合わせるにより、)期待容量が 1,000 キロワット以上の(安定的な)供給力を提供するもの」という応札下限値が設定されております。</p> <p>この応札下限値を、下記目的より、「期待容量が1,000キロワット以上」から「期待容量が100キロワット以上」に変更いただきたいです。</p> <p>①これまで応札できなかった小規模分散型(期待容量1,000キロワット未満)の再生可能エネルギー(以下、再エネ)および未利用エネルギー等による応札を可能にすること ②上記①を通じて供給曲線および約定価格の精度を更に向上すること ③上記①を通じて容量市場とカーボンニュートラルとの整合性を更に向上すること ④上記①を通じて売電(kWh価値)以外の投資回収(kW価値)を可能にすることで、FITに頼らない再エネおよび未利用エネルギーの更なる推進を可能にすること ⑤上記①を通じて小規模な電気事業者(地域新電力、自治体新電力等)もアグリゲート等を通じて容量市場に応札できるようにすることで、大規模な電気事業者との格差を減らすこと</p> <p>尚、日本卸電力取引所でも最低取引単位は当初1,000kWでしたが、現在では100kWに引き下げられており、当該変更については合理的なものだと考えております。</p> <p>(計3者より同様のご意見を頂きました)</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	10	<p>登録可能な電源についての確認ですが、発動指令電源での容量市場参加を検討している電源のうち、計量器の設置がなされているものの1か月に1度の計量、契約容量等は総電力量と利用時間から算定するような発電設備であっても、事業者としては現状の計量状態のまま参加できるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には記録型計量器への更新をお願いいたします。</p> <p>記録型計量器への未更新箇所は電源等リストのご提出後、未更新の理由の確認や発動実績の扱いなどについて、個別に協議させていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
8	11	<p>【該当部】発動指令電源次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものは除く。（ア）安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物（イ）特定抑制依頼（ウ）期待容量が1,000 キロワット未満の発電設備等</p> <p>【意見】発動指令電源として蓄電池など、電力貯蔵設備も参入の余地が考えられる。電力貯槽設備を発電設備等の項目の例として記述することは、様々な設備が容量市場に参入するために有効であると考えられる。</p>	<p>該当部分は発動指令電源の要件を示すものであり、個別の電源種別を記載する項目ではありません。 蓄電池は供給計画に基づかない電源のため、（ア）に該当致します。</p> <p>また、当機関の業務規程において「発電設備等」には蓄電池等を含む旨の記載があります（業務規程：「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設備をいう）。</p> <p>具体的な例示は、制度詳細説明会資料でも行っておりますので、以下URLより対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>
9	11	<p>【該当箇所】エ 1 計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。</p> <p>【意見】1地点1電源区分の制約を見直しをご検討いただきたい。</p> <p>【理由】ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰の容量（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多数あり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため。 例えば、安定電源では操業上の理由で1MWでしか運用できない事業者が、発動指令電源であれば加算して追加で9MWを供出できる事例がある。現行の整理ではこういった事業者もすべて1MWの安定電源しか登録できない形になっている。</p>	<p>容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただきます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。</p>
10	12	<p>3.募集内容（5）カ（ア） 「FIT電源のうち、バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに買取上限の設定を申請する場合は、容量市場に電源等情報の登録ができる」旨記載されているが、発動指令電源として登録する場合は、買取上限の設定を申請する必要はないのではないか。</p>	<p>実需給期間においてFIT認定を受けている電源は容量市場にご参加できませんが、FIT制度において買取上限の設定を申請して頂くことにより、買取上限の範囲外で容量市場にご参加頂けます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
11	12	<p>【該当部】カ以下の電源は容量オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)・・・<中略>・・・(カ)専ら自家消費にのみ供される電源ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる(逆潮流が可能な)場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。(キ)専ら自己託送および特定供給のみに供される電源ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です。(発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です)</p> <p>【意見】P11の発動指令電源の電源等の要件では、「安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物」、「特定抑制依頼」、「期待容量が1000kW未満の発電設備等」を組み合わせて期待容量が1000kW以上の供給力を提供するものが定義されている。コージェネレーション設備など自家用電気工作物とはもっぱら自家消費を目的に設置されており、これまで、アグリゲータがコージェネレーション設備の供給力を束ねて、発動指令電源に参入していた。しかし、【該当部】の記述があると、自家消費以上の容量を持ち逆潮流できる自家発電設備しか容量オークションに参入できず、複数台の自家発を保有し、需要を抑制できる自家用発電設備などは、発動指令電源に参入することを阻害する。自己託送や特定供給についても、経済性の観点から複数台の自家発すべてを起動せず、発電余力を持っているケースも存在しうる。よって、【該当部】に但し書きとして、発動指令電源の要件を達する供給力を確保する自家用電気工作物は除外することを記述する必要がある。</p>	<p>ご意見頂いたケースについては特定抑制依頼に該当しますので、現行の記載内容におきましても、需要側リソースとして参加出来ます。</p>
12	13	<p>(6)応札単位 イ 変動電源(アグリゲート)の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、と記載があります。他方、2020年度(対象実需給年度:2024年度)メインオークション時の小規模変動電源リストの入力フォーマットには、「入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください」と注意書きがあります。これは、以下①、②のいずれで解釈すれば良いでしょうか。</p> <p>①10,000件毎に小規模変動電源リスト自体を複数作成する必要があり、応札単位も複数となる。</p> <p>②10,000件毎にファイルを分ける必要はあるものの、(リスト単位の)系統コードに同一にすることにより、一つの小規模変動電源リストと見做すことができ、応札単位も一つと整理可能。</p>	<p>②の整理です。入力が10,000件を超える場合、またはファイルサイズが4MBを超える場合には登録内容を分割して複数のファイルで小規模電源等リストを提出頂くこととなります。</p>
13	13	<p>「(6)応札単位」において、「応札容量の最小値は1,000キロワットです。」という応札下限値が設定されております。</p> <p>上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この応札下限値を「1,000キロワット」から「100キロワット」に変更いただきたいです。</p> <p>(計3者より同様のご意見を頂きました)</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
14	14	参加登録等については容量市場システムにより実施することになりますが、容量市場システムの利用可能時間について、現在9時～18時平日のみ利用可能となっています。容量市場オークションは短期間で行われるため、システム利用時間については、制限を設けず24時間利用可能としていただきたいと思います（もしくは7時～22時等利用可能時間をかくだいしていただきたい）。	容量市場システムのメンテナンスや夜間処理の関係で、稼働時間は原則として平日9:00～18:00としております。登録状況等に応じて、稼働時間を延長や変更する場合には、本機関ホームページにて公表いたします。
15	15	<p>【該当箇所】（3） 1計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。</p> <p>【意見】1地点1電源区分の制約を見直しをご検討いただきたい。例えば、安定電源に係る容量は事業者Aが、発動指令電源に係る容量は事業者Bが調達できるような仕組み</p> <p>【理由】ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰の容量（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多数あり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため。例えば、安定電源では操業上の理由で1MWでしか運用できない事業者が、発動指令電源であれば加算して追加で9MWを供出できる事例がある。現行の整理ではこういった事業者もすべて1MWの安定電源しか登録できない形になっている。</p>	容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただけます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。
16	15	2024年度に登録済みの電源情報について登録不要とのことですが、変動電源（アグリゲート）および発動指令電源については、電源等リストの内訳が異なる場合であっても（2024年度実需給時の電源等リストに対し、一部を登録削除し、一部を登録追加して電源等リストを構成するイメージの場合）登録不要という理解でよいでしょうか。この場合、系統コードは2024年度、2025年度同一のものを使用可能、2025年度に新たに系統コードを取得する必要はないという理解でよいでしょうか。	小規模変動電源リストの内訳が昨年度から変更となる場合には、電源等情報の登録期間中に変更が反映された小規模変動電源リストを新たにご登録いただく必要があります。系統コードは年ごとに変わるものではありませんので新たに取得いただく必要はございません。
17	17	発電方式の区分に関わる提出書類で「・石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類（※1）」との記載がございますが、設計効率を確認できる資料が存在しない場合の取り扱いを明確にいただくことを希望します。	建設時の設計効率を確認できる資料が無く、代替資料となり得るものがある場合に、石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する際は、まず早めに広域機関に申請の意向をお伝えください。

No.	頁	ご意見	回答
18	17	<p>電源等情報（詳細情報）の登録項目「発電方式の区分」において、「石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類」を提出することになっているが、これは「建設時」に限定されているのでしょうか？ 運開後に、タービンの改造等により効率が42%以上に向上した場合、または実需給年度前までにタービンの改造により効率の向上が見込まれる場合など、効率向上の取組も対象としていただきたい。</p>	<p>実需給年度までに設計効率に変更がある場合、応札年度以降にタービンの設備改造を実施する等の理由で将来的に設計効率が変わる計画を持っており、設備改造等による効率向上で非効率石炭フェードアウトの誘導措置の対象電源から外れる（設計効率 42%以上となる）場合は、「容量市場メインオークション募集要綱」に従い、電源情報等登録時に事前申請を行って頂きます。</p>
19	18	<p>【該当部】※2：需給調整市場における商品の要件を満たす機能 【意見】※2の該当する部分を表中の適切な部分に付す必要がある。</p>	<p>17ページ表中、「調整機能（※2）の有無」に記載しております。</p>
20	19	<p>【該当部】（7）変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源等リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2022年3月末日までに提出してください。 【意見】2022年3月31日と明確化したほうがよい。</p>	<p>容量市場関連文書との平仄を合わせ、末日とします。</p>
21	20、21	<p>変動電源（アグリゲート）の提出書類に関して、登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合がある、と記載されています。例えば、「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内」や「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」を数万件程度まとめて提出した場合、電源等情報を登録する事業者、審査する貴機関の双方にとって負担が大きいのと見られます。事業者側で管理しているExcelファイル等で代替することは可能でしょうか。</p>	<p>電源等情報の審査で求めている証拠の代替書類の要件として、国や一般送配電事業者が受領したことを示す押印等が必要となります。それが示せない場合は代替書類としては認めることはできません。</p>
22	22	<p>「供給計画に計上する電源が登録可能です。（電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く）」と最終行に記載がありますが、※は何に対する注釈を示しているのかわかりにくいため、注釈元についても記載をいただくようお願いします。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
23	25	<p>「(4)応札容量の最小値は1,000 キロワットとし」という応札下限値が設定されております。</p> <p>上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この応札下限値を「1,000キロワット」から「100キロワット」に変更いただきたいです。</p> <p>(計3者より同様のご意見を頂きました)</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
24	26	<p>1. 応札方法 (12)</p> <p>「本オークションに応札されなかった電源等 (略) は、原則として、2025年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。上記によらず参加できる場合の条件については、調達オークション募集要綱にて公表します。」とあるが、例えば、メインオークションでの電源登録・期待容量登録が必須等、メインオークション時点で対応しておくべき事項があれば、メインオークション募集要項に記載頂けないか。</p>	<p>調達オークションから参加できる電源は、メインオークション時に供給力として確定していなかった新設電源や、発動指令電源にて新たに電源等リストを準備し実効性テストを受けた電源等になります。なお、メインオークションでの電源登録・期待容量登録が必須等、メインオークション時点で対応しておくべき事項はございません。</p>
25	26	<p>1.(12)に「本オークションに応札されなかった電源等は、原則として、2025年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。」とあるが、以下の電源は調達オークションには参加できるのか。</p> <p>① メインオークション時点で再稼働の見通しが立っていない原子力発電所について、調達オークション時点で再稼働の見通しが立った場合</p> <p>② メインオークション時点で休廃止を予定しており応札しなかった火力発電所について、調達オークション時点での情勢変化により稼働が必要となった場合</p>	<p>メインオークション時点で稼働の見通しが立っていない電源については、調達オークションに参加することができます。ただし、市場操作や売り惜しみの観点からメインオークションに参加しなかった理由を確認される場合があります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
26	27、28	同額応札時の落札電源はランダムな最適組み合わせとあるが、この案は「小売電気事業者の負担軽減」に寄りすぎで、本来の制度趣旨である「投資回収の予見性の確保」や「電源の新陳代謝による将来の安定供給の確保」に反するのではないか。仮に本案が採用されるとしても、投資回収の重要度を鑑み、落札電源の優先順位として、経過措置対象外電源＞経過措置対象電源＞発動指令電源とするなど、設備投資やその投資回収に対するインセンティブを担保する等の配慮があることが望ましいと考えます。	本取り扱いは、調達容量が最小かつ、供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行うとしております。 上記は、非常に稀なケースであり、投資回収の予見性や電源の新陳代謝を損なうものではないと考えます。
27	27、28	同額応札時の落札電源はランダムに決定とあるが、その場合、投資回収の重要度を鑑み、落札電源の優先順位として、経過措置対象外電源＞経過措置対象電源とするなど、設備投資やその投資回収に対するインセンティブを担保する等の配慮があることが望ましいと考えます。	本取り扱いは、調達容量が最小かつ、供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行うとしております。 上記は、非常に稀なケースであり、投資回収の予見性や電源の新陳代謝を損なうものではないと考えます。

No.	頁	ご意見	回答
28	28	<p>【該当箇所】E 発動指令電源についてはメインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。</p> <p>【意見】発動指令電源の調達上限容量を撤廃し、応札した期待容量の調達を保証する「調達保証金制度」をご検討いただきたい。</p> <p>【理由】・新規参入を促し競争を活性化させるための電力自由化の一環として新たに創設された容量市場において、発動指令電源による「0円入札」を当然の応札行動とみなし、「0円入札」を是とするということは、競争することを放棄する（純粋なプライステイカーに徹する）ことを是とすることと同義と理解している。これは、発動指令電源の枠内で事業者間の競争が起こらないだけでなく、他の電源区分（安定電源・変動電源）とも競争が出来なくなることになる。現行の整理は、新規参入や競争を促す電力自由化の目的にマッチしていないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限設定により、発動指令電源だけが約定処理の過程で独立してしまい、価格シグナルの形成に一切関与できないため ・上限設定により、本来DRに期待されるピーク老朽電源との競争、当該競争による脱炭素化への貢献が期待できないため（ピーク電源を全てDRに置き換えることを提案しているのではなく、あくまで価格競争を通じて経済合理性が成立しない老朽リソースの退出、市場における電源の新陳代謝が促されるような仕組みを提案していることに留意） ・上限設定により、落札後の需要家獲得の可能性を考慮した入札価格の設定が出来なくなるため（一般論として価格が高ければ高いほど需要家獲得がし易くなる） ・「調達保証金制度」の提案により、確実に調達できる容量を応札するインセンティブが働き、不当に高い期待容量の応札を抑制できるため <p>【参考】諸外国の容量市場ではDRも相応の応札価格を設定し応札しており、例えば英国の容量市場では、DSRがマージナルリソース（限界電源）になる場合もある</p> <p>（【背景】もご記載いただいておりますが、ここでは割愛させていただきます、本資料末尾に全原文を別途掲載しております）</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
29	28	<p>【該当箇所】なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下 a～c の順で同一価格の応札の約定処理を行います。</p> <p>a. エリア需要の3%を超過していないエリア（※）は全て約定 b. エリア需要の3%を超過しているエリア（※）は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配 c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定 ※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。</p> <p>【意見】意見項番3における「発動指令電源の調達上限容量を撤廃・調達保証金制度の導入」が困難な場合、現行整理での上限（エリア需要の3%）を超過した場合の同一価格（0円）の入札案件の約定処理、具体的にはランダム選択を見直し、約定処理において以下①～③をご考慮いただきたい。</p> <p>①超過したエリアにおいて0円入札の案件が複数ある場合、（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、優先的に約定（部分約定） ②①をもってしても、なお上限を超過する場合、「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、タイブレイク方式で事前に設定された非価格要素評価軸※に基づき優劣を評価し、評価の高い案件を選択、約定（以下、「タイブレイク方式」） ※例えば、我が国のエネルギー政策の三本柱である「3E」を基準に、発動実績のある供給信頼度の高いリソース（Energy Security・安定供給）や、需要抑制によるDR等の脱炭素貢献度が高いリソース（Environment・環境への適合）の評価 ③タイブレイク方式が困難な場合、各案件における「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」の比率を算定し、「確保している期待容量」の比率が高い案件を優先的に選択、約定（以下、「レバレッジ比率方式」） ③タイブレイク方式・レバレッジ比率方式、いずれにしても、実需給断面では約定した複数案件のアグリゲーション運用・評価を認める ※「確保している期待容量」については、リソースを確保していることを担保する関連書類の提出等をリクワイヤメントとして課すことも一案として考えられる</p> <p>（【前提】、【背景】、【理由】もご記載いただいておりましたが、ここでは割愛させていただき、本資料末尾に全文を別途掲載しております）</p>	<p>調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合、同一価格の発動指令電源はすべて未約定となるため、2025年度につきましては本取り扱としております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
30	28	<p>報道等でも公になっているが、今年は供給力不足となる可能性が高い。電力のピーク時には、従来型の発電機だけでは、デマンドレスポンスや需要側の新しいリソース（蓄電池やEV等の分散型リソース）も供給予備力として活用できる可能性があり、特に需要側のリソースは費用対効果の高いリソースとして欧米各国において活用されているところ。これら需要側の新しい取り組みが、日本の容量市場においても「発動指令電源」として参加可能と理解しているが、募集要綱の記載内容によると、発動指令電源にのみ調達容量に上限が設定されている。供給力不足の懸念や、昨今の脱炭素化のトレンドにおいて需要側リソースを活用する新しい事業の成長・拡大が期待されるなか、なぜ調達容量に上限が設定されるのか。競争市場において新しい事業に取り組む新規参入者の成長が阻害されないよう、技術的に中立な観点から需要側・供給側リソースを公平・公正に評価する市場設計を検討いただきたい。なお、IEAによる2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップにおいても、脱炭素化における需要側の新しい取り組みの重要性が言及されている。該当箇所を以下に抜粋するので参照されたい。</p> <p>（英文でもご記載いただいておりましたが、ここでは割愛させていただき、本資料末尾に全文を別途掲載しております）</p>	<p>弊機関におきましても、今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待される DR を含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促すような制度運用が望ましいと考えております。発動指令電源の調達上限については、3%から全体として4%に拡充することとしております。メインオークションでの調達量は初回オークションの調達上限と同様の3%とし、追加オークションでは拡充分の1%を上限として確保することとしております。</p>
31	28	<p>発動指令電源の応札容量が上限を超過した場合、同一価格の約定処理がランダムに選択されるという整理になっていると理解している。また、補足説明資料のスライド58では、より明示的に0円入札による複数案件という記載がある。上限が存在する以上0円入札は合理的で致し方ないにしても、ランダムに約定・未約定を選択するという約定処理は、まだ考慮の余地があるのではないかと。競争原理に基づいたオークションになるよう、より丁寧な市場設計を期待したい。</p>	<p>調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合、同一価格の発動指令電源はすべて未約定となるため、2025年度につきましては本取り扱いとしております。</p>

No.	頁	ご意見	回答
32	32	<p>※1にて、契約単価は「メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均したもの」とあるがこれはメインオークションのみで落札された電源については、メインオークションの約定価格がそのまま契約単価となり、メインオークションと調達オークションの両方で落札された電源は、それぞれの落札容量によって加重平均された価格が契約単価になるという理解でよいか。</p> <p>以下、募集要項 1.容量確保契約金額 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいいます。契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。 $\text{容量確保契約金額（円）} = \text{契約単価} \times 1 \times \text{契約容量} - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \times 2$ - 調整不調電源に科される経済的ペナルティ※3 ※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの</p>	ご理解の通りです。
33	32	<p>容量確保契約金額について、容量確保契約款には「容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。」と記載があります。募集要綱においても、容量確保契約金額の算定方法を明確化する観点から、約款と同様に電源等ごとに算定する旨、記載をお願い致します。</p>	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
34	32	<p>非効率石炭火力の基準となる設計効率は、送電端あるいは発電端なのか、LHVあるいはHHVなのかを、明確に記載頂いた方が良いと考えます。</p>	HHV・発電端でのデータを基に42%という基準を設定しております。ご意見を踏まえ、当該箇所の記載に補足いたします。

No.	頁	ご意見	回答
35	32	<p>「電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）」との記載がございますが、省エネ法による規制措置との整合の観点から、効率には熱利用を含めて取り扱いいただくことを強く希望します。</p> <p>現状の取り扱いでは、熱利用を前提とした高効率小規模石炭火力のフェードアウトを誘導することとなり、「非効率石炭火力フェードアウト」と整合しませんし、また、省エネ法による規制措置（熱利用については化石燃料の使用の合理化やCO2削減の観点から評価し、発電効率算出式の分子に加える）とも整合しません。</p>	<p>経済産業省の制度検討作業部会の第四次中間とりまとめにおいて、設計効率は建設前の設計値を用いることとしており熱利用分や混焼率は設計効率の算定外と整理されております。</p> <p>なお省エネ法と容量市場は、それぞれの制度の主旨に沿った算定方法を用いて基準を設けているものとなります。</p>
36	32	<p>「電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）」との記載がございますが、建設以降も省エネ施策や熱利用により効率向上に尽力していること、実際に二酸化炭素排出量を減らす観点からは建設時よりも運用時の効率が適切であると考えことから、効率は建設時に縛らず、直近の運用値（例えば、2019年度の省エネ法定期報告書の報告値等）を対象に含めていただくことを強く希望します。</p>	<p>ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
37	32、50	<p>P32 1.では、実需給期間中は減額率20%を控除した金額を支払う旨の記載があり、年間設備利用率50%以下確定後に減額分を追加支払いを実施すると解釈できる一方で</p> <p>P50 (工)では、年間設備利用率が50%を超えた場合、経済的ペナルティを科す旨の記載があり、実需給期間中は減額前の容量確保契約金額が支払われると解釈できます。</p> <p>いずれの方法で支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。</p>	<p>容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。</p> <p>50ページ（工）では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。</p> <p>ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>

No.	頁	ご意見	回答
38	32、50	<p>第7章1によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされております。加えて、第7章4-2(3)ア(工)によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ＝容量確保契約金額×20%が科されることとなり、当該経済的ペナルティは、原則として最終月(3月分)に請求されることとされております。</p> <p>一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第四次中間とりまとめ(案)P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。(途中略)支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされております。</p> <p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ(案)で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、募集要綱(案)の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。</p> <p>また、第四次中間とりまとめ(案)で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度：2025年度)のどこに書かれているのか、ご教示願います。</p>	<p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>
39	32、50	<p>32頁1項に非効率石炭火力は容量確保金から20%減額し12等分したものを各月配布とあります、50頁(工)では年間設備利用率が50%を超えた場合は、3月において容量確保金から20%減額のペナルティを科すとありますが、これは、当該受給年度の当初に容量確保金(年額)から20%減額し更に3月で容量確保金(年額)から20%減額と読めますが、その理解でよろしいでしょうか？これですと総額で容量確保金から40%減額となります。</p> <p>経済産業省の資料では設計効率42%を下回るものを非効率石炭火力と位置づけし、年間設備利用率50%を上回った場合に20%減額してはどうかといった議論だったかと思えます。</p> <p>上記により非効率石炭火力電源の場合、容量確保金からペナルティも含め総額いくら減額となるのかご教示願います。</p>	<p>非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>

No.	頁	ご意見	回答
40	32、43、50	<p>・非効率石炭火力の減額分の扱いについては、制度検討作業部会において「設備利用率の前提は置かず、20%の減額を除いた金額で毎月支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後に、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。」と整理されております。</p> <p>・一方、今回の募集要綱では、P32で「20%の減額をした金額で毎月支払いを行うが、3月に減額した分も含めて支払う（年間総額では減額なし）」という記載があり、P50に「稼働抑制未達時はペナルティとして容量確保契約金額の20%を科し、3月に請求する」と記載があります。</p> <p>・金銭の支払いの流れとしては、制度検討作業部会の整理と同じになりますが、内容としては「年度末に追加的な請求を行う」扱いであり、「追加的な支払いを行う」というされた制度検討作業部会の整理とは合致しておりません。制度作業部会の整理と同様の記載となるよう、修正をお願いいたします。</p> <p>・具体的には、P32には20%の減額を行うことのみ（3月の払い戻しはなし）を記載、P43のリクワイアメント、P50のペナルティの記載を削除したうえで、別途、稼働率50%以下を達成した場合に20%の支払いを行う旨を記載いただきたく存じます。（補足意見）</p> <p>・非効率石炭火力に求められる「設備利用率50%以下」と「未達時の減額率20%」は、フェードアウトにむけた誘導措置におけるインセンティブ設計と整理されていることから、kW価値を担保するための通常のリクワイアメント・ペナルティとは切り離して整理されるべきものと考えます。（利用率を達成できないこととkW価値を供出できないことは、容量市場における位置づけが異なると思料いたします。）</p>	<p>国の審議会において、稼働抑制に対するインセンティブは、誘導措置の対象電源について容量確保金を一律に減額するのではなく、設備利用率の高低によって傾斜をつけることが基本と整理されており、それに基づいた減額の仕組みとさせていただきます。</p>
41	33	<p>「3.市場退出」において、「(1)容量提供事業者が実需給年度の開始前に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したものと扱われます。」という契約容量下限値が設定されております。</p> <p>上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。</p> <p>（計3者より同様のご意見を頂きました）</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
42	33	共同発電の場合、燃料供給を受け電力を使用する工場を持つ会社の操業計画次第で契約容量を減少せざるをえない場合があり、市場退出時の経済的ペナルティの異議として認められないと、応札できないと考えられるが、いかがか。	容量市場は、将来の供給力（kW）をあらかじめ確実に確保すること目的としているため、燃料制約も踏まえた容量にて応札して下さい。
43	34	<ul style="list-style-type: none"> ・市場退出時のペナルティについて、これまではメインオークションで必要供給力の全量を調達する扱いであったことから、調達オークション開催の原因者に負担を求める観点で市場退出電源にペナルティを科してきましたが、H3需要の2%分の供給力を調達オークションに期待する扱い変わったことから、市場退出電源がなくとも、（需要減少などが無ければ）基本的に調達オークションは開催されることになります。 ・調達オークションが開催されたとしても、2%分については市場退出電源に責はないと考えられますので、例えば、仮に2%の分割がなかった場合（メインオークションで全量を調達していた場合）に調達オークションが開催されていたかを分析し、これを市場退出ペナルティの基準とするなど、ペナルティの見直しをご検討いただきたく存じます。 ・なお、こうした見直しを行えば、市場退出電源のペナルティリスクが昨年度と今年度で同等になりますので、電源間の公平性の観点でも望ましいと考えます。 	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
44	34	<p>「3.市場退出」において、「(2)容量提供事業者が実需給期間中に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものと扱われます。」および「ア 容量提供事業者が市場退出する場合、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものと扱われます。」という契約容量下限値が設定されております。</p> <p>上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。</p> <p>（計3者より同様のご意見を頂きました）</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
45	36	<p>【該当箇所】b確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合</p> <p>【前提】実効性テスト以外の発動実績（一送が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量＝厳気象対応調整力電源 I' における各地点の供出電力実績(kW)</p> <p>【質問】例えば、ある需要家リソースの実績が2022年時点の提出時には1000kWで、一方で23年度に設備増強が決まっていて24年度の実需給断面では1500kW相当の供出電力が期待できる場合、どのような取り扱いとなるか。逆に、23年度に設備縮小乃至は稼働率低下が決まっており、500kW相当の供出電力が期待できる場合、どのような取り扱いとなるか。</p>	<p>実効性テストの最終結果またはこれに準ずるものを提出した時点の発動実績にて期待容量を確定します。</p> <p>その後、供出電力の増加が期待できる場合でも、期待容量や容量確保契約容量は変わりません。実需給年度に供出電力が減少した場合は、ペナルティの対象となります。</p>
46	36	<p>【該当箇所】※ 以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を準ずるものとして扱います。</p> <p>a 実需給年度の2年度前に実効性テスト以外 発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合 ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります</p> <p>b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合</p> <p>c 本機関が合理的と判断した場合</p> <p>【意見】</p> <p>1. 「契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります」について、地点ベースでの省略を認めていただきたい。電源等リストに登録あるすべての地点を含んだ実績をリクワイヤメントとすると記載があるが、これは非現実的であるため。</p> <p>2. 「c本機関が合理的と判断した場合」に合致するケースを明確化していただきたい。</p>	<p>1. 実効性テスト以外の発動実績結果を用いる際にも、電源等リストに登録された全ての地点を含めた実績を用いて評価いたしますので、全ての地点を含む実績をご提出ください。</p> <p>2. a,bのケースであって、かつ広域機関が合理的と判断した場合に、実効性テスト以外の発動実績を、実効性テストに準ずるものとして扱います。</p>
47	36	<p>ウaに該当する案件として発動実績を提出する場合、容量市場発動指令電源に含まれない電源を一部含む発動実績である場合、その実績はどのように取り扱われるのでしょうか。</p> <p>例)</p> <p>実効性テスト以外の発動実績の電源リスト：A/B/C/D/E/F/G1</p> <p>発動指令電源の電源リスト：A/B/C</p> <p>の場合</p>	<p>発動指令電源の電源等リスト（A/B/C）の発電実績のみで評価いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
48	36	<p>実効性テストの実施時期を、前もって限定してアグリゲーターへ発信いただくことはできないか？（〇月●週目に実施 など） （広域予備率の確保という観点では、逼迫する時期が前もってある程度予測できるものと思われ、当該時期を事前にアグリゲーターを通じて需要家へ通知できれば、発動指令に対応できる可能性が増え、広域予備率の確保に寄与しやすくなると思われる。実効性テストの時点から、供給予備率を基に実施時期を事前に限定するという対応はできないか？）</p>	<p>実効性テストを実施するにあたり、実施希望時期(夏季または冬季)を申請して頂き、一般送配電事業者との調整により決定いたします。 発動指令電源は需給ひっ迫時に確実に供給力を供出頂くことを求めているため、実効性テストについても、詳細な実施時期を前もって限定することはできません。</p>
49	36	<p>実効性テストの結果は、実需給年度の2年度前に実施する実効性テストの最終結果、またはこれに準ずるもの とあり、準ずるものとは、「実効性テスト以外の一般送配電事業者が発動を指令した実績」という事ですが、但し書きに、「契約電源の電源等リストに登録したすべての地点が含まれた実績である必要がある」とあります。 本記載の意図としては、同一タイミングで発動指令に応じたときのアグリゲーターの実力値を評価するために、電源等リストを求めていると推察しますが、アグリゲーターとしては、電源等リストの完全一致まで求められた場合、実質活用ができない制度になると考えます。電源等リストの部分一致を許容するような規制の緩和をご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>電源等リストの完全一致を求めるものではなく、実効性テスト以外の発動実績の電源リスト内に、発動指令電源のリソースが全て含まれていれば、許容しております。</p>
50	38	<p>発動指令電源のリクワイアメントについて、「※発動指令の設定時間は9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）とします。」と記載がありますが、除外日について、年未年始休業として多くの事業者が休業する「12月29日～12月31日、1月2日（すべて平日）」についても除外としていただくよう考慮いただきたく思います。</p>	<p>電気事業法第27条に基づく使用制限を参考として、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までという現行の記載の通りとさせていただきます。</p>
51	40	<p>「実効性テスト時の期待容量」という文言がございますが、これは、容量市場メインオークションにおいて登録する「期待容量」如何にかかわらず、実効性テスト時に実際に供出した容量のことをさすという理解でよろしいでしょうか。例えば、期待容量登録時の期待容量：1500、応札容量＝落札容量：1200、実効性テスト結果：2000、であった場合、実効性テスト時の期待容量とは、「2000」を指す、という理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、実効性テスト時に実際に供出した容量のことを指します。いただいた例の場合、期待容量は実効性テストの結果の2,000 kWとなります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
52	40	4.(2)ウ(カ) 発動指令電源のアセスメントについて「実効性テスト時の期待容量または実効テスト以外の発動実績が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。」とあるが、容量確保契約容量が増加され、容量確保契約金額が増加するという認識でよいか。また、小売事業者や一般送配電事業が支払う容量抛出金も増加するという認識でよいか。	実効性テストの結果により、期待容量を増やすことができますが、容量確保契約容量を増やすことはできません。
53	40、41	【該当箇所】(カ)実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメインオークションにおける調達上限容量を超過する場合は、この限りではありません。 【質問】実効性テストの結果が容量確保契約容量より大きい事業者が複数いて、いずれの事業者もメインオークションで同一価格（0円）で約定していた場合、増加分の容量はどのような基準・評価軸に基づき増加を認めていただけるのでしょうか。	実効性テストの結果、増加した容量については全て期待容量として増加することが可能となりますので、ただし書きについては削除し、調達上限容量に関しては、追加オークションの募集要綱にて公表いたします。
54	42	2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 発動指令電源については、経過措置対象外だが、約定単価自体は安定電源・変動電源と同一との認識でよいか。	ご認識の通りです。
55	42	「4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の「(3)ペナルティ」における、「イ 電源等の区分が発動指令電源の場合」において「1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW 未満の場合」という契約容量下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。 (計3者より同様のご意見を頂きました)	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
56	43	<p>・安定電源のリクワイアメントである「発電余力の卸電力取引所等への入札」は、非効率石炭の誘導措置と矛盾する（余力を市場応札しては、稼働率50%以下が達成できない）ため、入札量を減少できるケースとして、「非効率石炭の稼働率を抑制する場合（ただし需給ひっ迫の恐れがあると判断された時間帯は除く）」といった内容の追記をお願いいたします。</p>	<p>ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
57	43	<p>（ウ）電気の供給指示への対応について、容量停止計画が提出されているコマは対象外である旨、明記いただきたい。（昨年度の募集要綱では記載がありましたので、同様の記載をお願いいたします。） （修正案）「実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の…」</p>	<p>ご指摘の通りです。記載を修正いたします。</p>
58	43	<p>（エ）稼働抑制の項目に、「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること」と記載があるが、年間設備利用率を50%以下としようとする場合、原案では（ア）供給力の維持や（イ）発電余力の 卸電力取引所等への入札などのリクワイアメントを達成できないという矛盾が生じるため、リクワイアメント（ア）供給力の維持の項目に、下記を追加いただきたい。</p> <p>（ア）供給力の維持 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象 容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180 日相当 を上限に、契約電源 の停止 または アセスメント対象容量 以下の出力 を認めるものとします なお、非効率石炭火力について年間設備利用率を50%以下にするために平常時（需給ひっ迫のおそれがある時以外のコマ）において稼働を抑制する場合は、あらかじめ容量停止計画において稼働抑制のリクワイアメントを達成させるための停止である旨の理由を付して提出することにより、リクワイアメント未達成コマと見做さないこととします。</p>	<p>ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
59	43	<p>【確認】 (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札 実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く） 3) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合 5) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合</p> <p>上記の記載において、非効率石炭火力電源は、他方稼働抑制もあり、需給ひっ迫のおそれがある時以外は、発電余力を卸電力取引所等に入札しなくてよい認識でよいか。</p>	<p>ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
60	44	<p>副生ガスを供給する工場の設備補修やトラブルで副生ガスが不足することにより、リクワイアメント未達成が発生するが、これは未達成コマから除外されるべきではないか。または、経済的ペナルティの算定結果に対する異議を申し立てる事例と整理できるのか。</p>	<p>設備補修やトラブルも容量停止計画の提出対象となり、未達成コマとして扱われます。</p>
61	44	<p>【該当箇所】※発動指令電源提供者は、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。 【意見】送配電事業者との精算に関する契約を締結する際の指針を前広に公表いただきたい。</p>	<p>発動指令電源の発動指令時の精算単価については、以下URLの「2. 発動指令電源に対する発動指令の整理」（3～7ページ）をご参照ください。 http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_03r.pdf なお、契約時期に関しては、一般送配電事業者の準備が整った時点で、お知らせいたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
62	44	<p>変動電源（単独）の自流水力発電について、「(ア) 供給力の維持」の中で、「自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要」とあるが、ここに、「大雨・洪水に伴い濁水（土砂混濁水）が発生した際に、堆砂による導水路閉塞や砂礫による水車損傷を避けるために取水停止する」、というような、自然の直接的影響から設備を保護する場合は追加していただきたい。</p> <p>リクワイアメントの際も、同じ自然影響でも渇水（容量停止計画再提出なし）と濁水（同提出あり、また特性上必ず提出は後日となる）で取り扱いが異なり、運用が難しい。</p>	<p>予防保全的に停止する場合は、容量停止計画の提出をお願いいたします。</p>
63	44	<p>発動指令電源への実需給期間中のリクワイアメントとして、一般送配電事業者からの発動指令の際、「相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること」と記載がありますが、ネガワット取引類型1-1に該当するような、小売電気事業者自らが自社の需要家を束ねDRにより自社の供給力へ活用する場合は「相対契約に基づく小売り電気事業者等への供給」に該当するのでしょうか。</p> <p>該当する場合については「相対契約に基づく」の記載内容について、当該相対契約の根拠を提出する等の行為は求められるのでしょうか。</p>	<p>小売電気事業者自らが自社の需要家を束ねDRにより自社の供給力へ活用する場合は、「相対契約に基づく小売り電気事業者等への供給」に該当します。</p> <p>なお、当該相対契約の根拠を提出する必要はございません。</p>
64	44	<p>発動指令電源について、1電源の内訳が1000kW未満の発電設備や需要家（ネガワット）を束ねるものである場合、一般送配電事業者からの発動指令に応じて電気を供給する際に、一部は相対契約に基づく電気供給、一部はJEPXへの応札等、1つの電源単位で複数の異なる供給先への供給により、容量確保契約における契約容量以上の供給を満たすというリクワイアメント達成方法でも認められるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
65	46	<p>アセスメントについて、昨年度の募集要綱では「市場応札」、「供給指示」の記載の中で、「発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合におけるアセスメントを実施するコマについては、前日断面以降の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマを対象とします。」と純揚水のアセスメント対象コマが明確化されておりました。今年度においても必要な記載と考えますので、追記をお願いいたします。</p>	<p>発電方式の区分が揚水（純揚水）以外の電源等についても、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマをペナルティ対象とすることを明確化いたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
66	46	1計量器に複数ユニットが存在する場合の計算方法が示されているが、非効率石炭火力における設備利用率50%の考え方において、自家消費分はどう整理されるのか？設備容量の50%を自家消費している場合、系統への逆潮は定格の50%となるがどう考えれば良いでしょうか。	<p>年間設備利用率の計算式は以下の通り算出します。 〔計量値（送電端）－需給ひっ迫時の計量値（送電端）〕÷（契約容量×8,760 時間）</p> <p>計量値（送電端）の値を用いてアセスメントするため、逆潮流分のみで判定いたします。 分母は契約容量を用いて算定いたしますのでご注意ください。</p>

No.	頁	ご意見	回答
67	46	<p>【確認】 (工) 稼働抑制 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します ・年間設備利用率※1 = {計量値 (送電端) ※2 - 需給ひっ迫時の計量値 (送電端) ※2, ※3} ÷ (契約容量※4 × 8,760 時間※5) ※3: 前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象 計算式上の「需給ひっ迫時の計量値 (送電端)」は、※3にある通り、需給ひっ迫のおそれがあると指定したコマでの計量値が控除対象であると認識した。需給ひっ迫のおそれがあると判断されたものの、実際には「需給ひっ迫」とはならなかった場合であっても控除されるという理解でよいか。</p> <p>【理由】 「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します」とあるように、非効率石炭火力電源には稼働抑制およびペナルティが規定されている。その上で、需給ひっ迫のおそれがあるとアラートが発せられた場合は、発電余力は卸市場等に入札していなければペナルティに課せられると認識している。アラートが発せられ卸市場入札した結果、約定した場合は実際に発電することになるが、後々の実需給断面では結果して「需給ひっ迫」とはならなかった場合に、需給ひっ迫時の計量値として控除の対象外とされてしまうと、年間設備利用率の50%超過により20%減額される危険性が高まる。このようなことになるのは許容し難いため、確認したいもの。</p> <p><参考> 容量確保契約約款(案)より 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ ① 電源等の区分が安定電源の場合 (2) 発電余力の卸電力取引所等への入札 需給ひっ迫のおそれがある時に卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します 経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z ※) × Z : 1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間 (4) 稼働抑制 対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 容量確保契約金額 × 20%</p>	<p>ご理解の通りです。前日夕方以降に一度でも需給ひっ迫コマとなったコマは、その後、需給ひっ迫が回復してもアセスメント上は需給ひっ迫コマとして扱い、控除します。</p>
68	46、47	<p>(工) 稼働抑制の年間設備利用率の算定式について、計量値に自己託送分が含まれる場合、相当する電力量は除外されるとの理解でよいか。</p>	<p>年間設備利用率の計算式は以下の通り算出します。 {計量値 (送電端) - 需給ひっ迫時の計量値 (送電端)} ÷ (契約容量 × 8,760 時間)</p> <p>自己託送分を除いた計量値 (送電端) を用いてアセスメントいたします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
69	47	<p>容量停止計画については、例えば事故停止などが発生して急な停止が発生して、その停止について同計画を出しなおす前に時間が経過してしまっても、過去にさかのぼって同計画を提出すると理解しているが、その旨をどこかに明記してほしい（読み取りにくい）。</p> <p>※例：①5/13に事故停止（～5/16まで停止）→②容量停止計画を5/14に提出、の場合、すでに5/13の停止は実現してしまっているが、それでも②の提出には5/13の停止を含めると認識。</p>	<p>容量停止計画については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。</p>
70	47	<p>アセスメントをいつ実施するか（毎月何日か）を明記してほしい。また「提供できる供給力の最大値の提出」については、上記項番2の関連性から、リードタイムを十分とってほしい（2週間以上が望ましい）。</p> <p>※月末時点で事故停止が発生した場合などは、まずその部分の容量停止計画を再提出し、そのうえでアセスメントを実施する流れになると考える。これは変動電源（単独）の場合、容量停止計画を出してない0出力のコマは自然影響と判断される流れになると思われるため。</p>	<p>容量停止計画については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。</p>
71	47	<p>「1 計量単位内全てのユニットの計量値（発電端）に応じた按分」は設備容量ではなく発電電力量に応じた按分との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例：1 計量単位[計量値（送電端）60億kWh]内に、非効率石炭火力電源[契約容量30万kW、計量値（発電端）8億kWh]、非効率石炭火力電源以外[契約容量80万kW、計量値（発電端）56億kWh]が混在し、需給ひっ迫値の計量値（送電端）がゼロの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非効率石炭火力電源の電力量（送電端）：$60\text{億kWh} \times [8\text{億kWh} \div (8\text{億kWh} + 56\text{億kWh})] = 7.5\text{億kWh}$ ・非効率石炭火力電源の年間設備利用率：$7.5\text{億kWh} \div (30\text{万kW} \times 8,760\text{時間}) = 29\%$ <p>→年間設備利用率が50%以下のため、経済的ペナルティは科されない</p>	<p>ご認識の通りです。</p>

No.	頁	ご意見	回答
72	48	<p>4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 4-2 実受給期間中 (2) アセスメント ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合 (ア)</p> <p>発動指令電源のアセスメントにおいて、「属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します」とあるが、どのように確認されるのか。参加の決定にあたり重要な事項と考えるためできれば記載頂きたい。</p>	<p>確認方法につきましては、昨年度の資料となりますが、「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要」資料（発動指令への対応の項）をご確認下さい。</p> <p>https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210224_requirement_gaiyo.pdf</p>
73	49	<p>【該当部】需要抑制の発動実績＝ベースライン-計量値発電の発動実績＝計量値-ベースライン</p> <p>【意見】第14回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会にて、資料3 p4において、容量市場において逆潮流アグリ可と整理され。同資料p9～11において、逆潮流の評価方法が示されている。この評価方法と該当箇所が整合していないように見受けられる。以下のように修正する必要がある。</p> <p>需要抑制の発動実績＝ベースライン-実需要の計量値発電の発動実績＝受電点における発電量の計量値-発電計画</p> <p>ただし、受電点において逆潮流していた場合は、実需要の計量値は0とする。また、ベースラインが正の場合は、発電計画を0とする。</p>	<p>同一地点において、需要抑制と逆潮流が存在する場合、需要抑制の地点と、発電地点の両方を登録していただく予定です。これにより、需要抑制から逆潮流に転じた場合は、各々の供給力を評価いたします。</p>
74	49	<p>発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するようになっていただければと思います。具体的な修正案としては「コマごとの」の削除です。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることになりま</p> <p>すし、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(約款も同様)</p>	<p>発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出いただくことを求めています。</p>
75	49	<p>「(3) ア (ア) 供給力の維持」の経済的ペナルティについて、年間計画停止コマ相当数は実需給年度内での累計とあるが、例えばトラブル停止が多く発生した月があり、当該月で増加した年間計画停止コマ相当数によるペナルティが18.3%を超過した場合でも、翌月以降にはペナルティが繰り越されないとの理解でよいか。(「(4) ペナルティの扱いについて ア」にて、月間上限額の対象外に含まれていない)</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

No.	頁	ご意見	回答
76	49	<p>発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するよう「コマごとの」の削除を要望します。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることや、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(約款も同様)</p>	<p>発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出頂くことを求めています。</p>
77	50	<p>4/27配布資料3で次の記載があるが、20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。とあるが、追加的な支払いは無くなったという理解でよいか。</p>	<p>20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行います。</p> <p>こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>
78	全般	<p>一般送配電事業者、属地一般送配電事業者の2つの文言がございますが、その使い方に統一性がないように見受けられます。現在、一般送配電事業者という表記になっている箇所に対し、属地一般送配電事業者とすべき箇所については、修正いただくようお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の通りです。記載を修正いたします。</p>
79	全般	<p>随所に読点の脱字が見られ、文章が解読しにくい箇所があるため、必要に応じ修正をお願いできますでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りです。記載を修正いたします。</p>

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
28	28	<p>【該当箇所】E 発動指令電源についてはメインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。</p> <p>【背景】電力・ガス取引監視等委員会の公開資料（2021年度向け電源Ⅰ'調達結果）によると、事前に確保している容量での入札が求められる調整力公募において、DRの応札件数が134件から261件に増、応札容量も128.9万kWから321.4万kWに増（昨年メインオークションにおける発動指令電源の調達上限容量473.0万kWの68%）という結果になっている。これら確保済みDR容量に加えて、既設自家発電等の分散型電源に係る確保済みの電源容量や、前回オークションの非常に高い約定価格を踏まえると、落札後～実効性テストまでに調達する期待容量（DR・電源）の参入も昨年度より増加することが容易に想定できる。昨年度のメインオークションでも上限の9割相当の応札容量の実績があったことから、次回メインオークションでは応札容量が上限を超える蓋然性が極めて高い。そのため、応札事業者においては、上限を超えずに確実に落札しようとするインセンティブ（※前回メインオークションよりもさらに強いインセンティブ）が働くため、「0円入札」が唯一の合理的な応札行動となる。これを踏まえて、貴機関殿においては「同一価格の札（0円入札）の約定処理方法」が事前に整理されたところ。</p> <p>【意見】発動指令電源の調達上限容量を撤廃し、応札した期待容量の調達を保証する「調達保証金制度」をご検討いただきたい。</p> <p>【理由】・新規参入を促し競争を活性化させるための電力自由化の一環として新たに創設された容量市場において、発動指令電源による「0円入札」を当然の応札行動とみなし、「0円入札」を是とするということは、競争することを放棄する（純粋なブライステイカーに徹する）ことを是とすることと同義と理解している。これは、発動指令電源の枠内で事業者間の競争が起こらないだけでなく、他の電源区分（安定電源・変動電源）とも競争が出来なくなることになる。現行の整理は、新規参入や競争を促す電力自由化の目的にマッチしていないのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限設定により、発動指令電源だけが約定処理の過程で独立してしまい、価格シグナルの形成に一切関与できないため ・上限設定により、本来DRに期待されるピーク老朽電源との競争、当該競争による脱炭素化への貢献が期待できないため（ピーク電源を全てDRに置き換えることを提案しているのではなく、あくまで価格競争を通じて経済合理性が成立しない老朽リソースの退出、市場における電源の新陳代謝が促されるような仕組みを提案していることに留意） ・上限設定により、落札後の需要家獲得の可能性を考慮した入札価格の設定が出来なくなるため（一般論として価格が高ければ高いほど需要家獲得がし易くなる） ・「調達保証金制度」の提案により、確実に調達できる容量を応札するインセンティブが働き、不当に高い期待容量の応札を抑制できるため <p>【参考】諸外国の容量市場ではDRも相応の応札価格を設定し応札しており、例えば英国の容量市場では、DSRがマージナルリソース（限界電源）になる場合もある</p>

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
29	28	<p>【該当箇所】なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下 a～c の順で同一価格の応札の約定処理を行います。</p> <p>a. エリア需要の3%を超過していないエリア（※）は全て約定 b. エリア需要の3%を超過しているエリア（※）は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配 c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定 ※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。</p> <p>【前提】エリア内の同一価格の案件の約定・未約定がランダムに決定されるため、確率的観点から、アグリゲータ事業者はリソース・需要家毎を地点毎に最小入札単位にディスアグリゲートし、約定の確立を上げることを目的に入札案件の数を最大化するインセンティブが働く。これにより、落札後の複数案件のアグリゲーションが認められない限り、アグリゲーションによるスケールメリットやポートフォリオ効果は期待しづらくなり、DRの供給信頼度の低減・運用コスト増、もしくは両方に繋がる可能性がある。なお、ディスアグリゲーションの結果、（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」は同一応札案件に含むことは合理的ではなく、それぞれ別々の案件として応札することが合理的な応札行動になるが、例えば同一案件内の需要家がグループ会社である等の諸事情により、「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」が同一案件に含まれる可能性もあることに留意が必要</p> <p>【背景】アグリゲータ事業者がビジネスプランに記載する「確保している期待容量」は、容量市場への参加を既にコミットしたリソースになるが、その大部分は発動指令電源の前身である電源I'に参加しているリソース、乃至はその他の名目の需要抑制契約として過去に需給調整に貢献した発動実績のあるリソースである。容量市場の発動指令電源に至るまでに、①東日本大震災以降のDR実証事業の期間、②2016年度に調整力公募の仕組み導入されてからの商業化以降の期間を経てきた。この間、政策立案者は一定の時間とコストを投じ、電源I'と容量市場（発動指令電源）という異なる仕組みの点を繋ぎ、制度変更・改善をしながらDR事業の普及・拡大を後押ししてきた。事業者は、「DRとは」という需要家への教育・啓蒙活動から、実際にDRに参加いただく需要家獲得に相当の年数とコストを投資してきた。そして、DRにおいて最も重要な需要家は、リソースとして系統安定化に貢献してきた。現行整理における「ランダムな選択」による約定処理は、ランダム選択の結果、「確保している期待容量」の100MWが全量未約定になる可能性がある制度であり、政策立案者が積み上げてきた制度の継続性、事業者が積み上げてきた事業の継続性、需要家が積み上げてきたリソースとしての継続性を蔑ろにする可能性がある。</p> <p>また、ある事業者が支配的に発動指令電源の参加枠を獲得した場合、確保している期待容量を持った事業者がランダム選択で不落となった際に、枠の譲渡を前提として協議する必要が出てしまい、発動指令電源の入札後にさらに別の市場枠取引が発生することとなる懸念がある。さらにそれがランダム選択だった場合、足元の調整力公募での運用実績がない事業者でも理論上は支配的に参加枠の確保を実施することが可能となってしまい、適切な市場での競争を阻害する可能性がある。</p> <p>【意見】意見項番3における「発動指令電源の調達上限容量を撤廃・調達保証金制度の導入」が困難な場合、現行整理での上限（エリア需要の3%）を超過した場合の同一価格（0円）の入札案件の約定処理、具体的にはランダム選択を見直し、約定処理において以下①～③をご考慮いただきたい。</p> <p>①超過したエリアにおいて0円入札の案件が複数ある場合、（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、優先的に約定（部分約定） ②①をもってしても、なお上限を超過する場合、「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、タイプブレイク方式で事前に設定された非価格要素評価軸※に基づき優劣を評価し、評価の高い案件を選択、約定（以下、「タイプブレイク方式」） ※例えば、我が国のエネルギー政策の三本柱である「3E」を基準に、発動実績のある供給信頼度の高いリソース（Energy Security・安定供給）や、需要抑制によるDR等の脱炭素貢献度が高いリソース（Environment・環境への適合）の評価 ③タイプブレイク方式が困難な場合、各案件における「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」の比率を算定し、「確保している期待容量」の比率が高い案件を優先的に選択、約定（以下、「レバレッジ比率方式」） ④タイプブレイク方式・レバレッジ比率方式、いずれにしても、実需給断面では約定した複数案件のアグリゲーション運用・評価を認める ※「確保している期待容量」については、リソースを確保していることを担保する関連書類の提出等をリクワイアメントとして課すことも一案として考えられる</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランダム選択により継続性が担保されず、毎年アグリゲータ事業者が変わることから、足元でDRに参加している需要家は、これまでDR事業の普及・拡大のために努力を共にしてきたアグリゲータ事業者を長期的な観点から信頼できるパートナーとして選択することが出来なくなるため ・事業者がDRに適切な需要家を見つけ出し、当該需要家のDR参加に向けた運用準備にはそれ相応の時間・コスト投資が求められるが、ランダム選択により継続性が担保されず、ランダム選定の結果今年は事業者A、来年は事業者Bといったように毎年変更になり、変更に伴うコスト（例：契約に係る時間と費用、計測器の取り換え工事費用等）が発生し経済合理性が成立しないため。加えて、リスク管理の観点からも、既に確保された信頼度の高い実績をもつリソースが、毎年異なる事業者から異なる価格で調達されることは安定供給上合理的ではないため ・ランダム選択の結果、これまで積み上げてきた「確保している期待容量」100MWを運用する事業者が、全量未約定となる可能性がある制度であることから、事業の予見性が確保できず、中長期的な事業戦略の策定ができないだけでなく、安定して事業を継続することが困難になるため ・ランダム選択においては、ディスアグリゲーションによる入札案件数の最大化が確率的観点から合理的であることから、落札後に複数案件のアグリゲーションを認めていただくことで、アグリゲーションによるスケールメリットやポートフォリオ効果が期待でき、DRの供給信頼度の向上・運用コスト低減、もしくは両方に繋がる可能性があるため（実務的な観点からも、100件の需要家を別々の案件で落札した場合、100件の契約締結とするよりも、100地点をアグリゲートした1案件と1つの契約を締結、発動後の精算、支払い等の対応をした方が、実務関係者全てにとって合理的であるため） ・調整力公募は、電源・DR共に約定処理の過程で「部分約定」が可能となっている仕組みであるため

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
30	28	<p>報道等でも公になっているが、今年は供給力不足となる可能性が高い。電力のピーク時には、従来型の発電機だけでは、デマンドレスポンスや需要側の新しいリソース（蓄電池やEV等の分散型リソース）も供給予備力として活用できる可能性があり、特に需要側のリソースは費用対効果の高いリソースとして欧米各国において活用されているところ。これら需要側の新しい取り組みが、日本の容量市場においても「発動指令電源」として参加可能と理解しているが、募集要綱の記載内容によると、発動指令電源にのみ調達容量に上限が設定されている。供給力不足の懸念や、昨今の脱炭素化のトレンドにおいて需要側リソースを活用する新しい事業の成長・拡大が期待されるなか、なぜ調達容量に上限が設定されるのか。競争市場において新しい事業に組み込む新規参入者の成長が阻害されないよう、技術的に中立な観点から需要側・供給側リソースを公平・公正に評価する市場設計を検討いただきたい。なお、IEAによる2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップにおいても、脱炭素化における需要側の新しい取り組みの重要性が言及されている。該当箇所を以下に抜粋するので参照されたい。</p> <p>Electricity becomes the core of the energy system It will play a key role across all sectors, from transport and buildings to industry. Electricity generation will need to reach net-zero emissions globally in 2040 and be well on its way to supplying almost half of total energy consumption. This will require huge increases in electricity system flexibility – such as batteries, demand response, hydrogen-based fuels, hydropower and more – to ensure reliable supplies. The rapid electrification of all sectors makes electricity even more central to energy security around the world than it is today. Electricity system flexibility – needed to balance wind and solar with evolving demand patterns – quadruples by 2050 even as retirements of fossil fuel capacity reduce conventional sources of flexibility. The transition calls for major increases in all sources of flexibility: batteries, demand response and low-carbon flexible power plants, supported by smarter and more digital electricity networks. The resilience of electricity systems to cyberattacks and other emerging threats needs to be enhanced.</p>